

不登校シンポジウム
もう一度、不登校を考えよう 2023

川崎市の不登校の現状と対策

教育相談センター
令和5年9月23日（土）

1 本市の不登校の現状

不登校とは

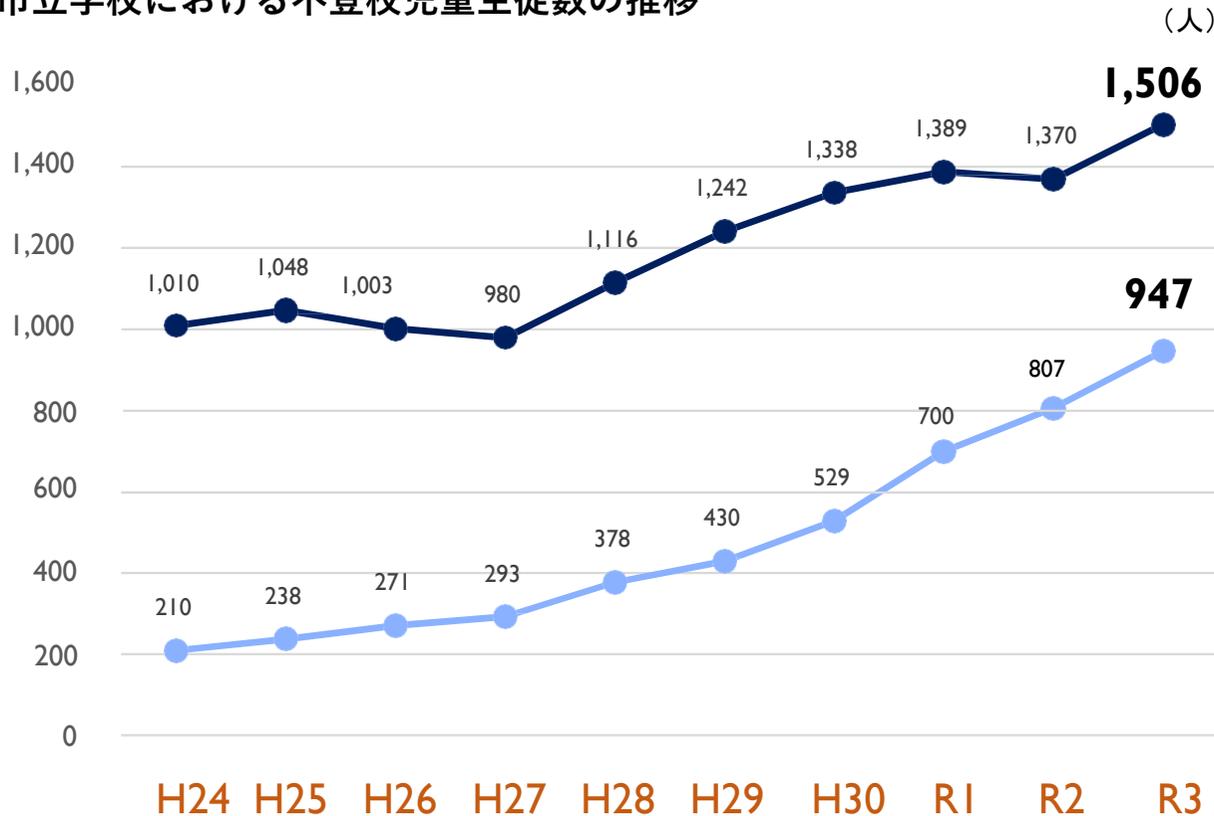
何らかの心理的、情緒的、身体的
あるいは社会的要因・背景により、
児童生徒が**登校しない**あるいは**した
くてもできない**状況にあるため年間
30日以上欠席した者のうち、病気や
経済的理由による者を除いたもの

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
(いわゆる問行調査) の定義

1 本市の現状

- ✓ 令和3年度の本市の不登校児童生徒数は、
小学校で947人、中学校で1,506人となり過去最多
- ✓ 特に**小学校**において、不登校児童生徒数の**増加の割合が著しい**。

市立学校における不登校児童生徒数の推移



中学校
→10年間で
約1.5倍

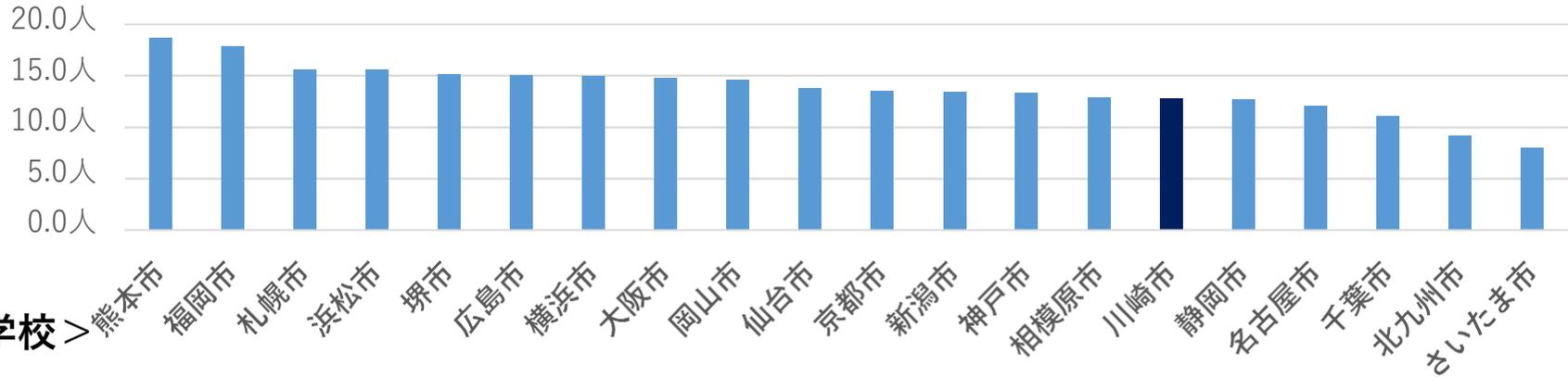
小学校
→10年間で
約4.5倍

1 本市の現状

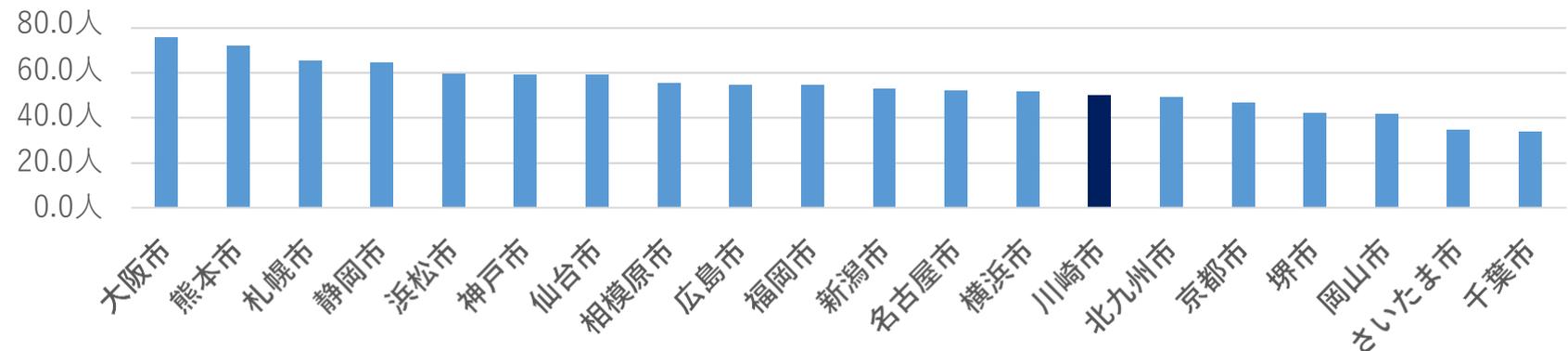
- ✓ 政令指定都市で1,000人あたりの不登校児童生徒数を比較した場合、本市は小・中学校ともほぼ平均（中央値付近）の人数

令和3年度1,000人あたりの不登校児童生徒数（小学校・中学校）

<小学校>



<中学校>



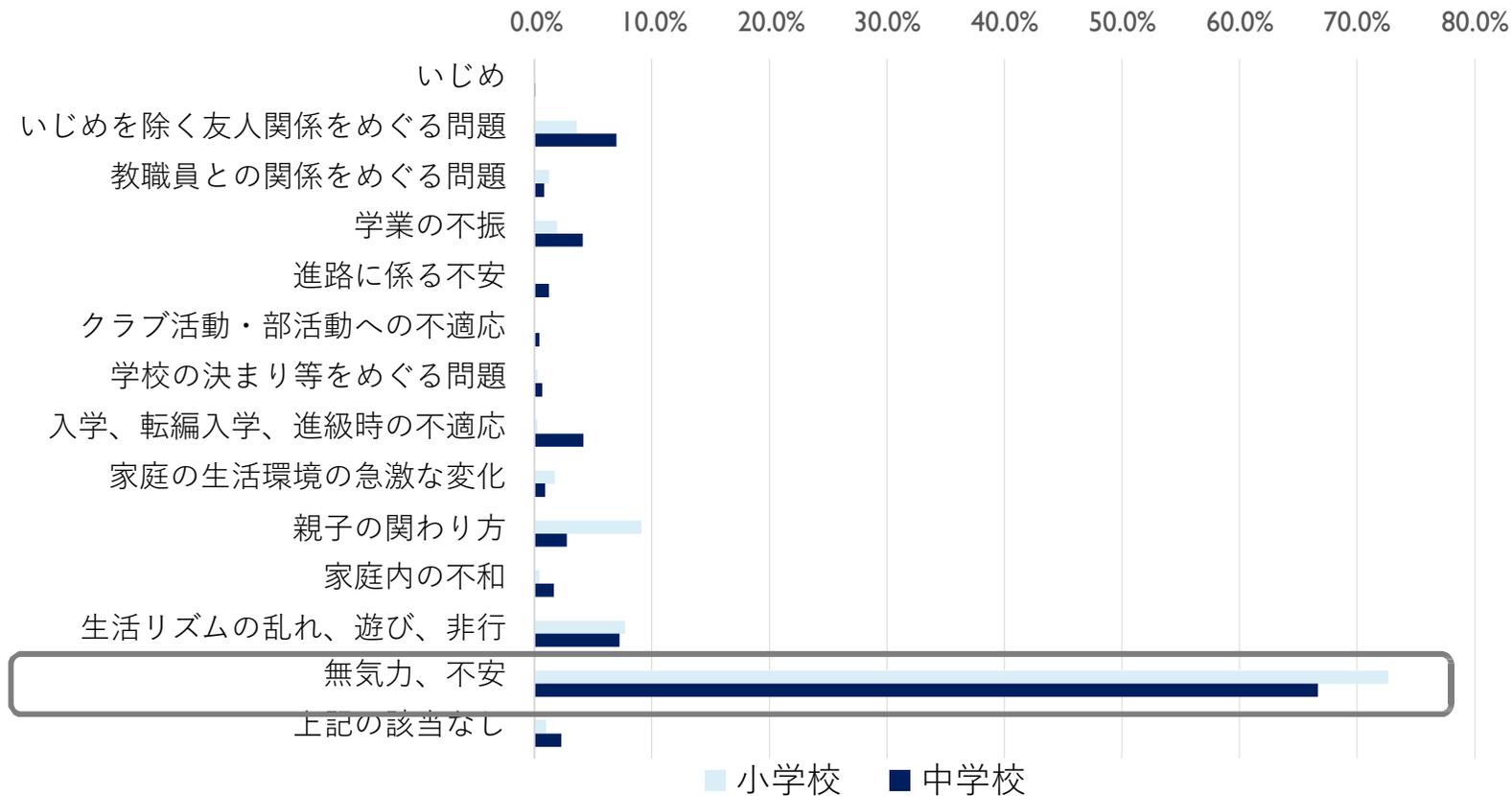
1 本市の現状

- ✓ 小・中学校ともに不登校の要因の半数以上が「無気力・不安」（全国でも同様の傾向）

※「令和3年度 川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果」より

令和3年度市立小・中学校における不登校の主たる要因

※教員が回答

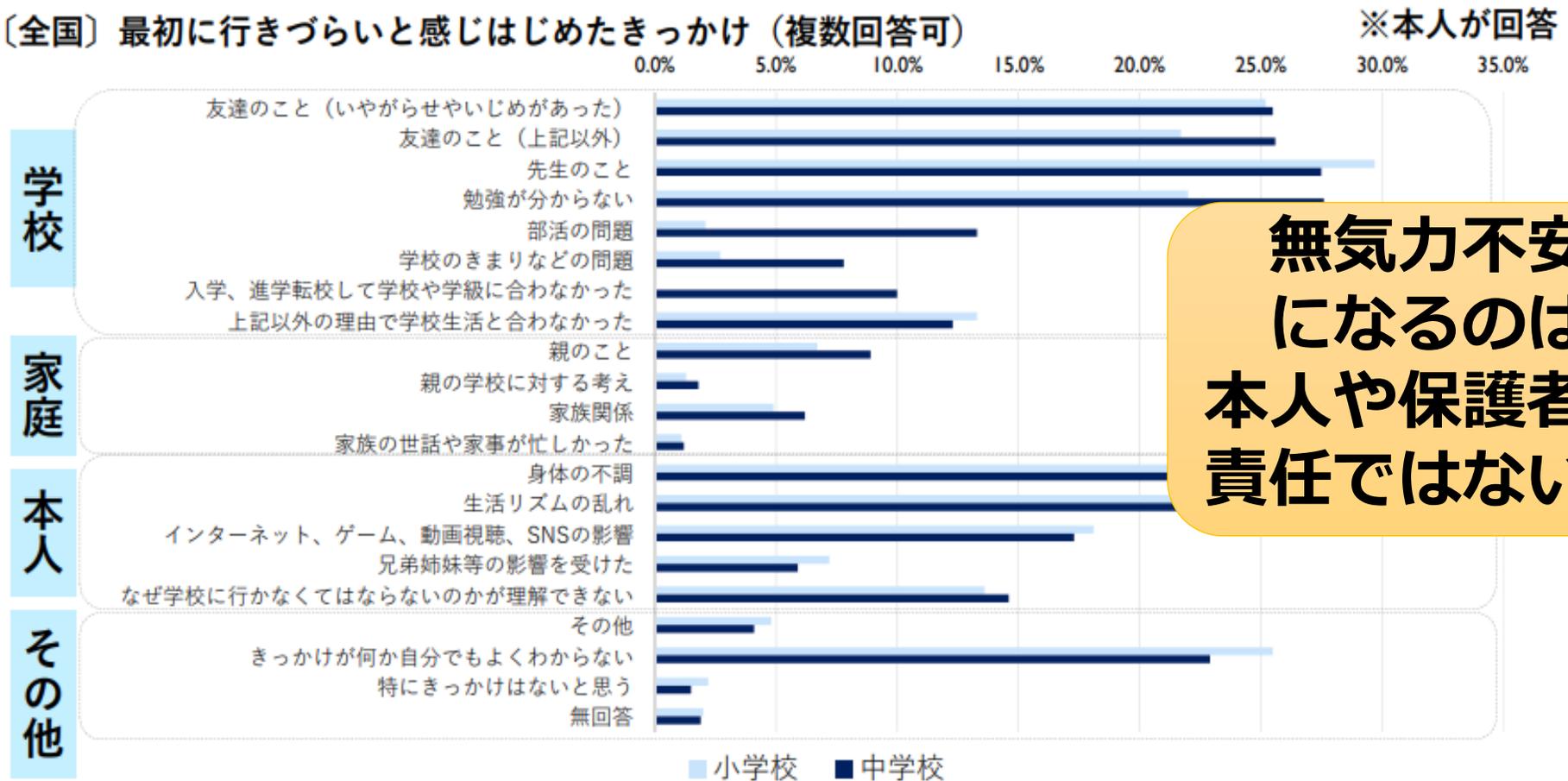


1 本市の現状

- ✓ 文部科学省が不登校児童生徒本人等に対し、直接、アンケート調査を実施したところ学校や家庭など多種多様な要因がその背景にあることが判明

※「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」（R2／文部科学省）より

〔全国〕最初に行きづらいつ感じはじめたきっかけ（複数回答可）



無気力不安になるのは本人や保護者の責任ではない！

2 国の基本的な考え方

2 国の基本的な考え方

(平成28年12月14日公布)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

個々の不登校児童生徒の状況に合わせて、休養も含めて、適切な学びの機会を保障するための措置をとること

(平成29年3月31日)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針

学校での学びを子どもに合わせて魅力あるものにすると同時に、関係機関や民間団体、ICT等を活用した多様で適切な支援を認め、連携を図り、支援する。

(令和元年10月25日)

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

- 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指す。
- 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れなど社会的自立へのリスクが存在することに留意する。

2 国の基本的な考え方

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月)

◆ 誰一人取り残されない学校づくり

(専門職を活用したチーム学校による魅力ある学校づくり、心の健康保持に係る教育の実施)

◆ 不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握

(個別の学習支援や相談支援を実施するための「校内教育支援センター」の充実)

◆ 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

(特色ある不登校特例校の設置推進、フリースクール等民間団体との連携促進、ICT等を活用した「不登校児童生徒支援センター」(仮称)の設置促進)

◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

(SC・SSWによるオンラインの活用等による教育相談の充実、関係機関等が連携した家庭教育支援の充実)

3 本市の取組

3 本市の取組 本市の不登校対策の概観

	校内支援	校外支援
未然防止	<ul style="list-style-type: none">●かわさき共生＊共育プログラム	<ul style="list-style-type: none">●通級指導教室での発達の課題に応じた専門的指導
早期発見	<ul style="list-style-type: none">●担任等による丁寧な支援	<ul style="list-style-type: none">●教育相談センターの心理臨床相談員による教育相談
初期対応	<ul style="list-style-type: none">●校内支援体制づくり（支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）	<ul style="list-style-type: none">●不登校家庭訪問相談員による教育相談
事後対応	<ul style="list-style-type: none">●別室での指導●夜間中学校による学び直し	<ul style="list-style-type: none">●ICTを活用した学習支援●ゆうゆう広場での支援●フリースクール等との連携

ゆうゆう 広場

ゆうゆう広場は、いわゆる「**教育機会確保法**」という**法律**で認められている学校以外の学びの場（**教育支援センター**）です。

市内6カ所、安心・安全を大切にしながら、自分の「良さ」を発見したり、再確認したりできるよう、さまざまな活動をしています。

学校に行けなくても、あなたは大切な人！

教育相談センター

ゆうゆう広場に 来てみませんか？

学校に行くのが
つらい

朝起きられ
ない

大人数が無理

ちょっと
休みたい

しがらみから
離れたい

自分のペースを
取り戻したい

自分の中の宝を
探しにきて！

ゆうゆう広場は、そんなあなたが
来てくれることを、
いつでも待っています



**いつ来てもいいし、いつ帰ってもいい
使い方を決めるのは「あなた」です！**

- ・生活リズムを整えるために毎日
- ・体調が良い時だけ
- ・面白そうな活動があるときだけ
- ・学校に行っているけど、ちょっと疲れた時に

不登校 家庭訪問 相談

ゆうゆう広場訪問部、出張ゆうゆう広場という機能をもつ不登校家庭訪問相談は、今重要視されているアウトリーチ型の支援です。

ゆっくりと自分のペースを取り戻したり、新たに作ったりしながら、希望がたくさんある未来をまずは一緒に考えていきましょう。

学校に行けなくても、あなたは大切な人！

教育相談センター

不登校家庭訪問相談

家から出られなくても、
直接会えなくても、
あなたが
「かけがえのない大切なあなた」
であることを伝えたい！



完全個別主義！ 何をするかを決めるのはあなたです！

- ・好きなことの話・ゲームの相手（下手です）
- ・悩み相談・学習のお手伝い
- ・保護者の相談
- ・「何もしない」という選択肢もあります

行き詰った時は、一緒に考えさせてください！



不登校シンポジウム
もう一度、不登校を考えよう 2023

川崎市の不登校の現状と対策

教育相談センター
令和5年9月23日（土）